

厚木市ホームレス巡回相談員規程

(設置)

第1条 ホームレスの自立支援を図るため、厚木市ホームレス巡回相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(職務)

第2条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) ホームレスの生活、居住、就業、健康状態、傷病等に係る相談に関すること。
- (2) ホームレスの自立支援に必要な報告書の作成、支援計画の立案等に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他ホームレスの自立支援に必要な事項に関すること。

(委嘱)

第3条 相談員は、社会福祉士の資格を有し、かつ、ホームレスの自立支援について相当程度の知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 相談員の任期は、委嘱の日から委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。

(身分証明書)

第5条 相談員は、巡回相談を実施する際身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人からの請求があったときはこれを提示しなければならない。

(活動時間等)

第6条 相談員の活動時間は、原則として1箇月3日以内、かつ、おおむね1日当たり7時間以内（休憩時間を含む。）とし、ホームレス対策事業主管課長（以下「主管課長」という。）が指定した日及び時間とする。ただし、必要に応じ、主管課長は、予算の範囲内で3日を超えて活動時間を指定することができるものとする。

2 報酬は、月末までの活動に関し提出された第2条第2号の報告書及びその他の書類をもって当該月の報酬額を算出し、翌月の末日までに支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 相談員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

写真	身 分 証 明 書
	氏 名 _____
	昭 和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
	有効期限 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
上記の者は、厚木市ホームレス巡回相談員であることを証明します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
厚木市長	

（裏）

1 本証明書は、常時携帯し必要のある時に提示してください。
2 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないでください。
3 本証明書を紛失した時は、速やかに届けでてください。
4 身分を失った時は、速やかに返還してください。